

平成27年度愛媛県動物愛護推進懇談会の結果

1 会議の名称

平成27年度愛媛県動物愛護推進懇談会

2 開催日時

平成27年11月12日（木曜日）午後2時00分から午後3時30分まで

3 開催場所

愛媛県中予地方局2階学生実習室

4 出席者

委員

公益財団法人愛媛県動物園協会	副園長	田村 千明	委員	
公益社団法人愛媛県獣医師会	会長	寺町 光博	委員	※会長
認定NPO法人えひめイヌ・ネコの会	理事長	高岸ちはり	委員	
公益社団法人日本愛玩動物協会愛媛県支所	支所長	堀内真由美	委員	
NPO法人日本ケアドッグ協会	事務局長	首藤まゆみ	委員	
ペット Step 余戸店	店長	永井 政人	委員	
愛媛大学農学部畜産学研究室	准教授	橋 哲也	委員	※副会長
株式会社愛媛銀行ふるさと振興部	課長	北平 和史	委員	
愛媛県公民館連合会	顧問	岸尾 壽	委員	
松山市保健所生活衛生課	主幹	栗原 伸二	委員	
西条市生活環境部環境衛生課	課長	徳増 実	委員	
松前町町民課生活環境係	係長	河崎 勝司	委員	
事務局				
県保健福祉部健康衛生局薬務衛生課	技幹	白石 光伸		
県動物愛護センター	業務課長	重松 徹利		
他関係者3名				

欠席者

公募委員		田中 由香	委員
県教育委員会事務局指導部義務教育課	教育主事	谷口 京子	委員

5 審議事項（議題）

- (1) 地域猫活動について
  - 1) 愛媛県地域猫活動ガイドラインの策定について
  - 2) 地域猫活動に対する支援・援助等について
- (2) その他

6 審議の内容（全部公開）

議題(1) 1) 愛媛県地域猫活動ガイドラインの策定について

【事務局説明】

愛媛県では平成26年度の殺処分数の7割を猫が占めており、その9割が拾得者からの引取り

となっている。

これらは、飼育放棄や繁殖制限を行っていなかった結果、飼主のいない猫となったものたちで、そのほとんどが殺処分されている現状があり、愛媛県は平成25年度の猫の殺処分数が全国的にも多い状況となっていることから、殺処分数を減らすために適正飼養の啓発、および飼主のいない猫対策を強力に推進していく必要があると考えている。

そのため、猫の飼主の資質向上、安易な飼育の防止を目的として、前回懇談会で意見をいただいた「愛媛県猫の適正飼養ガイドライン」について、本年8月に策定し、安易な猫の飼養、及び飼ってから終生飼養や屋内飼養、繁殖制限等の徹底について、普及啓発を進めているところである。

また、さらなる適正飼養の啓発のため、概要版チラシの印刷を行い、愛護センター及び県保健所に配布しているので活用いただきたい。

次に、拾得者からの引取りの大部分を占め、その多くが殺処分される飼主のいない猫対策を進めるため、前回議題に挙げた「愛媛県地域猫活動ガイドライン」について、その後、関係機関からの意見も踏まえ、大幅な修正を行ったので再度内容について意見をいただいたうえで、本年度内の策定を急ぐこととしている。

主な修正点としては、関係機関による支援・援助内容について具体的に記載した他、地域猫活動の進め方の順序や各項目内容等について修正を行い、さらに、新たに取組事例の項目の追加を行い、また、初めての方にも読みやすく、かつ理解しやすいように全体的にレイアウトを変更した。

加えて、昨年度作成した地域猫活動普及啓発用チラシを、本ガイドラインの内容に則したものに修正したので、併せて御見をいただきたい。

#### 【発言要旨】

高岸委員：平成26年度の松山市の猫の収容頭数について、殺処分数及び譲渡数を足しても収容頭数に足りないが、この足りない分は収容中に死亡した数か。

事務局：収容されてから年度をまたいで殺処分される個体もいるので、全てではないが、ほぼ収容中に死亡したものである。

高岸委員：殺処分数だけでは、実際に死亡している動物の数が少なく感じてしまうので、収容中死亡数などの項目を作って正確に伝えてほしい。

事務局：項目の追加について検討する。

高岸委員：収容頭数や殺処分数を減らすのも大切だが、元の飼い主に戻ったり譲渡される可能性がある動物が収容中に死亡しないように、衛生管理や取扱いについて検討してもらい、全てについて死亡数ゼロを目指してほしい。

事務局：収容環境の改善について努力する。

#### 議題(1) 2) 地域猫活動に対する支援・援助等について

##### 【事務局説明】

地域猫活動の成功には不妊去勢手術が必要不可欠なものであるにもかかわらず、その費用が大きな負担となることが多く、行政としての支援が求められていることから、本県では不妊手術費用の補助について、平成28年度の実現を目指して関係部局と協議を行っているところである。

不妊去勢手術費用の補助を行っている他県の補助方法を見ると、愛護センター等での手術実施、個人や地域猫活動団体等への直接補助、活動を支援している市町への補助、獣医師会等獣医師団体への補助などがある。

本県における方法について検討したが、まず、愛媛県動物愛護センターでの手術実施は人員的に極めて困難であるほか、県内から猫を集めるとなると、猫の体調面や効率的にも悪く、ともに

適当ではないと考えている。

また、県民や地域猫活動団体等への直接補助も一部の県を除き、基本的に市町等の、地域により根ざした自治体が行っており、本県においても個々の手続きの必要性や人間的な面から、適当ではないと考えている。

さらに、市町が行う事業への補助については、地域猫活動に対して各市町の取組み状況が均一ではないため、地域による温度差が発生する可能性があることから、適当ではないと考える。

一方で、県内では、公益社団法人愛媛県獣医師会が平成25年度から公益目的事業として、「野良猫（地域猫）対策支援事業」を実施しており、2年間で239頭の不妊手術の施術実績があり、体制が整っていること、県民へも浸透しつつあること、同会は獣医師関係団体として県内一円をカバーできる唯一の団体であること、同会の本事業に対する予算との相乗効果が期待できること等から、現状では同事業への助成が最も効果的ではないかと考えている。

地域猫活動には行政・関係団体の柔軟かつ継続的な支援・援助が必要不可欠であることから、県としては、地域猫活動ガイドラインを活用した地域猫活動の周知、及び適正飼養ガイドラインを用いたそと猫に対する室内飼養などの啓発、住民集会等へのアドバイザーとしての出席など、全体的なバックアップを行っていく予定である。

市町には、独自のガイドラインの作成、手術費用の助成、住民集会の会場や餌場・トイレの設置場所の提供、地域の実態調査への協力など、地元に着した支援・援助について検討いただきたい。

また、動物愛護団体には、団体により有するノウハウは多種多様であることから、そのノウハウを活かした支援・援助をお願いしたい。

特に住民には地域猫活動について、さらには猫そのものについて知識が不足している場合がありますので、導入初期段階での重点的なサポートが必要不可欠であると考えている。

ほかにも様々な支援・援助方法があると思うので、委員の皆様から意見をいただき今後、より充実した支援体制を構築していきたいと考えている。

#### 【発言要旨】

寺町会長：公益社団法人愛媛県獣医師会が行っている本事業は3年目を迎え、かなり県民に浸透してきているが、継続されなければ意味が無いので、県・市町からの援助をもらえれば、今後も継続可能であり、より効果的なものになると考えている。

高岸委員：愛媛県獣医師会の事業は対象がメスの不妊手術のみであるが、実際の猫に関する苦情はオスの発情に伴うスプレー（尿の吹付）行為の臭いによるものが多く、また、繁殖を抑えるためにはオスメス両方の処置が重要であることから、対象をオスの去勢手術にも拡大してほしい。

寺町会長：予算的な制限もあるので、まずは繁殖制限に効果的な不妊手術を中心に行っていくこととしているが、オスについても、今後スプレー行為の軽減等、去勢手術による他の効果等を含め、検討していきたい。

堀内委員：犬は狂犬病予防法で登録が義務付けられているのに、犬と同じく狂犬病に罹患し、ヒトに感染させる可能性がある猫はなぜ登録制ではないのか。

事務局：日本においては、犬への対応で狂犬病清浄国となったことから、登録対象が犬のみとなっている。

そのため、猫については、もし登録制になるとしたら動物の愛護および管理に関する法律関連による規制になると思われるが、同法の所管省庁である環境省では、現在マイクロチップの装着を推奨しており、これが今後登録制への切っ掛けとなることも考えられるので、状況を鑑みて必要であれば環境省へ意見をあげることにしたい。

- 堀内委員：ペットショップでは、猫の購入者に対して愛媛県猫の適正飼養ガイドラインの説明や、マイクロチップの装着は行っているのか。
- 永井委員：私の店ではガイドラインの説明はしていないが、マイクロチップの装着は購入された犬猫全てに行っている。
- 徳増委員：市町の支援・援助等について、市町独自のガイドライン作成は可能だと思うが、地域猫活動グループの認定については、各地域の意見の合意等の要因により、困難でないかと考えている。
- 寺町会長：地域猫活動を認定するのは市町を想定しているのか。
- 事務局：地域猫活動には地域住民の合意が必要であることから、より地域に近い市町による認定が適当であると考えているが、均一的な導入は難しいと思われるので、モデル地区の選定等、事例を挙げて普及を促進していきたい。
- 橘副会長：地域猫活動を始めるにあたる入口は住民からの苦情なのか。もしそうであれば苦情が無ければ地域猫活動は始まらない事になるのではないのか。  
また、愛媛県獣医師会の事業についても、知らない人が多いのではないのか。
- 事務局：地域猫活動について、県ホームページへの掲載、保健所・動物愛護センターによる周知、マスコミによる報道等様々な形で普及に務めているが、県民の動物愛護への関心の温度差も関係していると考えている。  
また、町内会単位等、ある程度の規模にならないと活動として進めにくいとは感じている。
- 橘副会長：地域猫活動に関する専用窓口などはないのか。
- 事務局：動物愛護センター及び県・市保健所の犬猫に関する窓口において、地域猫活動についても相談可能な体制となっているが、今後関係機関が協力して、より地域猫活動の普及に務めてまいりたい。  
また、本県と先進的な他自治体との取組みについて比べてみると、動物愛護団体やボランティアの力の活用の仕方が違っていているように感じているので、今後本県においても、動物愛護団体等とより協力して地域猫活動について進めていく必要があると考えている。
- 高岸委員：愛媛県と先進的な他自治体との違いは、行政の姿勢にあると考えている。  
特に一般県民はもちろん、行政担当者においてもあまりにも地域猫活動に対する知識が不足していることから、県・市町が主催となってセミナー等を開催してほしい。  
動物愛護団体が開催しても特定の者しか集まらない傾向にあるが、行政が主催すればより様々な方が参加するので、より効果的である。
- 事務局：現在、パネルやリーフレットの作成等周知活動についても予算計上について関係部局と協議していることとあり、あわせて、今後セミナーの開催等についても検討していきたい。
- 寺町会長：松山市の一宮団地の地域猫活動は現在どのようになっているのか。
- 栗原委員：餌場・トイレ場所の設置を行い、不妊去勢手術を実施しているが、ルール作りが遅れている状況である。  
また、活動に反対の住民が一定数おり、松山市保健所に定期的に糞尿被害等を訴えていることから、今後、地域猫活動ガイドラインが策定されれば、住民を集めて地域猫活動に関する説明会等を開催したいと考えている。  
松山市としては、まずはTNR活動を推進しつつ、環境が整えば地域猫活動に繋げていきたいと考えており、そのために不妊去勢手術費用補助金の増額等について検討しているところである。

高岸委員情報提供

「東京都国立市で開催された地域猫活動に関するセミナーについて」

**【高岸委員説明】**

国立市では、猫に関する苦情に市職員と動物愛護団体が協働で対応しており、不妊去勢をメインに進めていった結果、10年経過した現在では殺処分数がゼロとなっている。

また、猫の遺棄があった場合、動物愛護団体が保護のうえ、市役所及び警察へ通報し、市役所が現地に遺棄は犯罪である旨及び警察に通報している旨の看板を設置しており、その結果猫の遺棄はほとんど無くなっている。

今回のセミナーは国立市が開催しており、やはりセミナーにしても看板設置にしても行政が行うと市民に対する効果が大きいので愛媛県・市町においても積極的に対応してほしい。

**【発言要旨】**

橘副会長：国立市が設置している看板は、行政の名で遺棄が違法である旨の法律が明記してあることから、より効果的であり、行政が力を入れれば10年程で一定の成果が得られるのではないかと思う。

田村委員：国立市の地域猫活動に対する予算額が判れば、県・市町においても一定の指標になるのではないか。

橘副会長：動物愛護団体が市職員とともに苦情にあたるということだが、市民はスムーズに動物愛護団体の職員を受け入れるのか。

高岸委員：必ず市職員と共に対応しているので、特に問題は無いようである。

橘副会長：10年間協働して対応してきたお互いの信頼があると思う。

高岸委員：行政には引取り数の削減のため、地域猫活動の行政窓口の設置等、普及啓発に今までよりもさらに注力してもらいたい。

また、引取り後についても、ただ単に殺処分のための引取りではなく、生かすための引取り体制について考えてもらいたい。

堀内委員：国立市の地域猫活動に対する予算について詳細が知りたい。

事務局：後日改めて情報提供させていただく。

岸尾委員：コミュニティを重んじる公民館の立場からすると、なるべく多くの人に本事業を知ってもらうことが重要であり、地域間により考え方の格差が存在することから、より地域に根差した施策が必要であると考えます。

さらに、年間を通して猫週間の設定等、より外部にアピールするための方法が必要であると考えます。

また、動物愛護精神は人権教育にも通じていることから、その点について公民館として協力していければと思う。

議題(2)その他 「犬猫引取事前連絡制度」について

**【事務局説明】**

県では、動物愛護管理推進計画に基づき、市町と連携し、犬猫の引取り数削減に向け、終生飼養の啓発及びその趣旨に反する場合の引取り拒否等を行っているが、飼主からの引取り頭数は、平成26年度で犬が250頭、猫が112頭と、推進計画開始年度である平成20年度と比較して半分以下とはなっているものの、近年は下げ止まり傾向にある。

そこで県では、更なる安易な引取り申し出の抑制及び終生飼養の啓発強化を目的として、飼主からの犬猫の引取り希望の際には、原則、引取り窓口となる市町へ電話などの事前連絡をしてもらい、終生飼養の可否の再検討、新しい飼主探し等、命を見つめ直す時間を設けるために、連絡を受けた日から2週間以上経過した日を指定して引取りをおこなう、引取り事前連絡制度を、

平成28年1月から開始することとしている。

**【発言要旨】**

田村委員：どうしても2週間の猶予が持てない場合はどうするのか。

事務局：やむを得ない場合には引取りを行うこととしている。

次回懇談会への要望等

**【発言要旨】**

首藤委員：今回は猫に関する議題がメインであったことからあまり発言が出来なかったが、今後の懇談会ではどのような議題をあげる予定なのか。

事務局：今後も殺処分数を減らすために、引取り数の削減や譲渡拡大のための施策等について議題にあげていく予定である。

また、災害時のペット対策について進めているところであり、その中でペットとの同行避難について、躰の問題等出てくると思うので、そのような点でも今後ご協力いただきたいと考えている。

高岸委員：県動物愛護センターにおける収容日数の延長は可能か。

事務局：施設の・人力的に困難であるが、場合によっては延長している。

高岸委員：ボランティアの活用等出来るだけ生存する機会を与えてほしい。

事務局：今後の課題といたしたい。